

京都大学	博士（ 法 学 ）	氏名	山田 哲史
論文題目	グローバル化時代の議会民主政—ドイツ・アメリカの議論を手がかりにして—		
(論文内容の要旨)			
本論文は、グローバル化時代において、個人をも規律対象とする規範の国際的形成が増大しているところ、そのような規範の民主的正統性を確保すべく、国内議会が果たしうる機能について、日・独・米の議論の比較を通じて検討するものである。 本論文は、序章、第1章から第3章まで、及び終章の計5章から構成されている。まず序章においては、規範形成の国際化に伴う「Democratic Deficit(民主主義の赤字)」の問題の発生と、国際的・超国家的なレベルにおける民主政の実現がなお困難であることを示すことを通じて、国内議会によって規範の民主的正統性を確保することが重要であると説く。 続く第1章では、国会の関与の契機となりうる条約承認手続をめぐる、日本における従来の議論状況が確認されている。具体的には、①国会による承認が必要な「条約」の意義、②条約承認が持つ効果、③国会の条約修正権の有無の順で検討がなされている。そして、以上の検討を踏まえて、①議会関与の在り方が承認という「出口」を除いてほとんど議論されていないこと、②抽象度の高い原理レベルでの議論の応酬に終始していること、③以上のような状況が相まって、そもそも従来我が国においてこの問題についての議論が必ずしも活発ではなかったことの3点が確認されている。 次に、第2章では、ドイツにおける議論の紹介・検討がなされる。ここでは、まず、ドイツにおける国際合意締結の手法・形式を紹介した上で、議会による条約承認手続を「条約」以外に類推適用し拡張しようという議論をめぐる判例・学説を紹介・検討する。具体的には、判例は拡張を否定するが、学説上は条約承認手続の類推適用を認める見解が有力化していること、判例においても類推適用等は否定しつつも、「条約」への該当性を形式によってではなく実質に即して行おうという傾向は看取できることを指摘する。他方で、条約承認を軸に据えた議会関与の強化では、その効果が生じる場面が限定されるとして、議会における外交へのコントロールにも広く検討を及ぼす。具体的には、議会の決議による外交への影響力行使や、時間的に条約承認よりも前の段階での議会の関与が、ドイツにおける学説上の議論や欧州法に関連して設けられた実際の制度の紹介を通じて検討される。特に議会の決議をめぐるのは、判例によって構築された、海外派兵についての必要的な決議に関する議論を参考に、外交一般において一定の範囲内で拘束的な決議が許容ないし要求される可能性につき考察する。以上の議論を踏まえて、条約承認手続の拡張という発想も重要なものであるが、それにもまして、条約承認という「出口」ないし「点」に			

とらわれない、「線」あるいは「面」としての、国際的な規範制定手続全体への議会による柔軟な関与の必要性を確認する。

さらにこれに続く第3章では、アメリカにおける議論が紹介・検討されている。ここでも、まずはアメリカにおける国際的合意締結の形式・手法を概観し、続いて運用の実態も明らかにされる。そこでは、国際的合意の締結について議会の関与が限定的なものにとどまり、議会の関与しない、あるいは関与の希薄な国際的合意の増加によって、議会・執行府間の抑制と均衡の喪失が生じており、民主的アカウンタビリティの確保された外交・国際的規範形成を達成することが課題となっていることが示されるのである。そして、この問題に対して以下のような解答を提示する議論を紹介する。すなわち、①議会の関与を拡大・強化する方向性を示すと同時に、立法手続の簡略化を一部では認める余地を与えるほか、②各国の行政機関相互による規範形成などの場合に、行政手続法上のNotice and Comment手続(我が国における意見公募手続に相当する。)の活用によって、民主的アカウンタビリティを確保しようというものである。この見解の検討過程で、著者は、アメリカにおける外交権限配分の基本構想、および議会・執行府の関係をめぐる委任禁止法理の基本的な考え方とその外交分野への応用可能性についても検討を及ぼしている。そして、最後に、以上の検討を踏まえ、①アメリカにおいて外交と立法を峻別して考える傾向が強いこと、②国際合意締結の承認につき、より広く立法手続を経ることは要求しつつも、その簡略化を容認する可能性、③行政手続の利用を視野に入れる可能性等を確認している。

最後に、総括としての終章では、まず、独・米の検討の比較がなされる。そこで、著者は、独・米の民主政の基本構造をめぐる考え方が実は非常に類似していることに、特に注目している。それを踏まえて、①条約承認手続の対象への該当性の実質的判断と、②国際的な合意の前後の柔軟かつ多様な議会関与の機会創出という、我が国における議論に与える示唆を論じている。そして、今後に残された課題として、行政法的なアプローチの深化と司法権・裁判所への着目に言及して、本論文を閉じる。

(論文審査の結果の要旨)

グローバル化が進展する中、国内法の実質的内容が国際規範において定められてしまうというケースが増えてきている。しかし、国際規範には、国内での法律のような民主的手続を経ることなく成立するものが多いため、その民主的正統性の不足にどのように対処するかという問題が生じる。本論文は、このような問題状況をふまえたうえで、国際規範の形成過程に対する国内議会の関与を強化して、その民主的正統性を確保する方途を探ろうとするものであり、非常にアクチュアルな憲法問題を扱うものだといえる。

本論文は、比較法の対象国としたドイツとアメリカ合衆国の判例・学説を詳細に検討し、従来の日本の議論では見落とされていた制度運用の実態や、近年の動向を的確に紹介している。ドイツの議論については、連邦憲法裁判所判例と有力学説について、その異同をかなり細部にわたって分析している。特に、連邦軍の国外派兵に議会の同意を求める連邦憲法裁判所判例の射程を正確に指摘したうえで、その趣旨を他の外交の場面により一般化しようとする学説動向に好意的な評価を示すくだりからは、綿密な研究をふまえた上での著者の意欲的な姿勢を見て取ることができる。

アメリカについては、憲法上定められた条約と並ぶ、国際合意締結への議会関与の手法とされる議会関与行政協定について、協定の交渉入りを境にして事前授權行政協定と事後承認行政協定が区別され、両者は大きく異なる機能を果たしていること、条約の代替手法として紹介される事後承認行政協定が実はあまり利用されていないことなどの貴重な指摘を行っている。また、2001年同時テロ後の、大統領の外交権限を強調する議論の中にも、議会の立法権への配慮がうかがえるとし、そこから「外交」と「立法」の分離という視点を取り出しているのも卓見といえよう。

本論文はさらに、これらの検討をふまえて日本法の解釈・運用についても一定の展望を示している。その中には、政府に対し外交に関する早期の情報提供を義務づける法律を制定すること、あるいは同旨の決議を行うことの提唱や、条約承認にあたって国会が法律で留保や条件付加をなすことを認める解釈論など、注目すべきものが存在する。

むろん、本論文にも検討の不十分な点は存在する。たとえば、ドイツで議会への早期の情報提供などを根拠づける理由の一つとされる憲法機関忠誠義務といった考え方は、同国の特定の憲法理論に依拠するものなのではないか、アメリカで通商問題についての議会関与が特に問題となっている背景にも、同国特有の憲法構造が背景にあるのではないかといった点への考察が深められていない。また、日本への示唆には荒削りなところが残る。しかし、これらは今後研究を深めて解決していくべき課題であり、優れた博士学位論

文としての本論文の価値を損なうものではない。

以上の理由により、本論文は博士（法学）の学位を授与するに相応しいものであり、かつ、学界の発展に資するところが大きく、特に優れた研究であると認められる。

なお、平成24年2月7日に調査委員3名が論文内容とそれに関連した試問を行った結果、合格と認めた。